

法務省				出生地	年	月	日	現住所	本籍
				出生年月日	昭和	九年一二月二日			
				項	旧氏名	姓	名	序	名
1丁	四〇	"	"	三一	一〇	一三	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	はま 濱 邦 久
	二	"	"	三二	三		京都大学法学部卒業		くに ひさ
	二四	"	"	三四	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	
				三六	八	六	司法修習生の修習終了	"	
							検事二級（京都地方検察庁検事）に採用する		
							和歌山地方検察庁検事に配置換する		
					一〇	一	神戸地方検察庁検事に配置換する	法務省	
				二五			東京地方検察庁検事に配置換する		
							東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる		
							アメリカ合衆国及びカナダの各国へ出張を命ずる		
				出張期間は昭和四〇年二月二八日から同年六月三日までとする					
		"	"						

2丁		法務省									
		年		月		日		事項		名	
五一		昭和四〇	五	二六	昭和四〇年二月二四日付けアメリカ合衆国及びカナダの各国への出張命令の出張期間を昭和四〇年七月二八日まで延長する			法務省		浜	邦久
一〇		四一	六	二八	東京地方検察庁八王子支部勤務を免ずる						
四		四二	八	二〇	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する						
		四三	"	一二	法務大臣秘書官事務取扱に併任する						
		四五	一	一六	法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する						
		四六	九	三一	沖縄へ出張を命ずる						
		四七	三	一六	出張期間は昭和四五年二月二日から同月一〇日までとする						
		四八	二五	九	法制審議会幹事に併任する						
		四九	二	一九	法務省刑事局付に併任する						
		五〇	六	二六	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する						
		五一	八	一二	法務省刑事局参事官に充てる						
		五二	一五	二六	法制審議会幹事に併任する						
		五三		二六	カナダ及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる						
		五四		一二	出張期間は昭和四八年一月八日から同年二月七日までとする						
		五四		一五	法務省刑事局参事官に充てることを解く						
		五五		一五	法務省刑事局参事官に充てる						

3丁		法務省			年 月 日	事 項	法 務 省 名
		昭和五一	一一	一二〇			
"	五五	"	一	一〇	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法審議会幹事に併任する
五	一	七	一一	一一	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
"	一	一	一二	一二	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
併任の期間は昭和五五年六月三〇日までとする					司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
併任の期間は昭和五五年一一月三一日までとする					司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
東京高等検察庁検事に配置換する					司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
司法試験（第二次試験）					司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
併任の期間は昭和五五年一一月三一日までとする					司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
併任の期間は昭和五五年六月三〇日までとする					司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）

4 丁		法務省															
		年	月	日	事			項			浜	邦	久				
"	"	昭和五六	一	一二	司法試験（第二次試験）	考査委員に併任する		法	務	省							
九	"	二〇	六〇	一	五	司法試験（第二次試験）	考査委員に併任する	併任の期間は昭和五六六年一二月三一日までとする	司法試験（第二次試験）	考査委員に併任する	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする	司法研修所教官に充てることを解く					
"	"	二九	二九	二四	九	二四	四	一	二	七	五	二七	司法試験（第二次試験）	考査委員の併任を解除する			
二〇													昭和五八年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員	昭和五九年年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員	最高裁判所		
													を委嘱する	を委嘱する	法務大臣官房審議官（刑事局担当）に充てる	法務大臣	
													第一〇一回国会政府委員を命ずる	第一〇一回国会政府委員を命ずる	法務大臣官房審議官（刑事局担当）に充てる	法務大臣	
													法務省刑事局長算榮一外国出張につき同刑事局長事務代理を命ずる	事務代理の期間は昭和五九年九月三〇日までとする	法務省	内閣	
													司法試験（第二次試験）	考査委員に併任する	司法試験（第二次試験）	考査委員に併任する	内閣
													併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする	第一〇一回国会政府委員を命ずる	"	
													民事行政審議会委員に併任する		法務省	内閣	

法務省												年 月 日	事項	浜 郷 名
5	丁	六	一	四	司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする	最高検察庁検事に配置換する	民事行政審議会委員の併任を解除する						
"	"	三	"	"	六三	二二	二一	二一	二二	二一	二一	二一	二一	二一
一二	一〇	七	四	一〇	六三	四	一	一五	六	一五	六	一五	六	一五
一一	三〇	一〇	五	三〇	平成元	九	七	一〇	一〇	平成元	九	七	一〇	一〇
最高検察庁検事に配置換する												法制審議会刑事法部会委員に併任する		
最高裁判所刑罰規則制定諮詢委員会委員に任命する												盛岡地方検察庁検事正に配置換する		
かねて東京高等検察庁公判部長を免ずる												法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する		
東京高等検察庁次席検事を命ずる												最高検察庁検事に配置換する		
東京高等検察庁公判部長を命ずる												法制審議会刑事法部会委員に併任する		
最高裁判所刑事法部会委員に併任する												東京高等検察庁次席検事を命ずる		
最高裁判所刑罰規則制定諮詢委員会委員に任命する												最高裁判所刑罰規則制定諮詢委員会委員に任命する		
法務省	最高裁判所	"	"	法務省	最高裁判所	"	"	法務省	"	最高裁判所	"	"	法務省	最高裁判所



7丁	法務省										最高裁判所	法務省	浜 邦 久
	年	月	日	事項	平成五	一二	二三	法 制 審 議 会 幹 事 の 併 任 を 解 除 す る	法 制 審 議 会 幹 事 の 併 任 を 解 除 す る				
七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	司法試験管理委員会委員長に併任する	司法試験管理委員会委員の委嘱を解く	司法試験管理委員会委員長に併任する	司法試験管理委員会委員の委嘱を解く
三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所	最高裁判所
三一	一一二	二四	二二	二一	八	三	二〇	一五	公害対策會議幹事に任命する	中央交通安全対策會議幹事に任命する	中央交通安全対策會議幹事に任命する	中央交通安全対策會議幹事に任命する	中央交通安全対策會議幹事に任命する
									国会等移転調査会幹事に任命する	地域改善対策協議会委員に任命する	地域改善対策協議会委員に任命する	地域改善対策協議会委員に任命する	地域改善対策協議会委員に任命する
									国有財産中央審議会委員に併任する	海外移住審議会幹事に任命する	海外移住審議会幹事に任命する	海外移住審議会幹事に任命する	海外移住審議会幹事に任命する
									連合王国、ドイツ、イタリア、フランスの各国へ出張を命ずる	出張期間は平成六年一一月一四日から同月二八日までとする	大蔵省	総理府	総理府
									消費者保護會議幹事に任命する	外務事務官（総合外交政策局）に併任する	法務省	法務省	法務省
									併任の期間は平成六年一一月二二三日までとする	併任の期間は平成六年一一月二二三日までとする	法務省	外務省	法務省
									平成八年三月三一日まで勤務延長する	平成八年三月三一日まで勤務延長する	法務省	外務省	法務省